

鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年6月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第64号

鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県児童福祉法施行細則（平成3年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
様式第25号の2（第15条の2関係）	様式第25号の2（第15条の2関係）
略	略
(裏面)	(裏面)
申請する減免の種類	申請する減免の種類
略	略
<input type="checkbox"/> II 障害児施設等軽減に関する認定 下記のいずれにも当てはまるため、 障害児施設等軽減を申請します。	<input type="checkbox"/> II 障害児施設等軽減に関する認定 下記のいずれにも当てはまるため、 障害児施設等軽減を申請します。
1 略	1 略
2 市町村民税非課税世帯に属する者 又は市町村民税課税世帯のうち世帯 の市町村民税所得割額の合計額が28	2 市町村民税非課税世帯に属する者 又は市町村民税課税世帯のうち世帯 の市町村民税所得割額の合計額が16
万円未満の者	万円未満の者
3及び4 略	3及び4 略
略	略
いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。	いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。
(注1)及び(注2) 略	(注1)及び(注2) 略
略	略
様式第25号の9（第15条の7関係）	様式第25号の9（第15条の7関係）
(表面)	(表面)
障害児施設給付費・特定入所障害児 食費等給付費利用者負担額減額・免 除等変更申請書	障害児施設給付費・特定入所障害児 食費等給付費利用者負担額減額・免 除等変更申請書
職 氏名 様	職 氏名 様
次のとおり申請します。	次のとおり申請します。
申請年月日 年 月 日	申請年月日 年 月 日
略	略

変 更 申 請 す る 減 免 の 種 類	略
	<input type="checkbox"/> II 障害児施設等軽減に関する認定 下記のいずれにも当てはまるた め、障害児施設等軽減（の変更） を申請します。 1 略 2 市町村民税非課税世帯に属す る者又は市町村民税課税世帯の うち世帯の市町村民税所得割額 の合計額が28万円未満の者 3及び4 略

(裏面)

略
いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申 請すること。 (注1) 及び (注2) 略
略

変 更 申 請 す る 減 免 の 種 類	略
	<input type="checkbox"/> II 障害児施設等軽減に関する認定 下記のいずれにも当てはまるた め、障害児施設等軽減（の変更） を申請します。 1 略 2 市町村民税非課税世帯に属す る者又は市町村民税課税世帯の うち世帯の市町村民税所得割額 の合計額が16万円未満の者 3及び4 略

(裏面)

略
いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申 請すること。 (注1) 及び (注2) 略
略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の鳥取県児童福祉法施行細則（以下「新規則」という。）様式第25号の2を使用して行う新規則第15条の2の規定による手続及び新規則様式第25号の9を使用して行う新規則第15条の7の規定による手続は、この規則の施行前においても行うことができる。